

国際化推進活動助成金交付要綱

平成20年3月11日

福国セ要綱 第31号

(趣旨)

第1条 財団法人福岡県国際交流センター（以下、「センター」という。）は、県内の草の根交流として民間団体が行う国際協力・多文化交流等の活動を支援し、地域の国際化を推進することを目的として、その活動に要する経費の一部を助成するものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、次に掲げるすべての要件を備える団体とする。

- (1) 福岡県内に活動の基盤を有していること
- (2) 国又は地方公共団体から定期的に助成を受けていないこと
- (3) 非営利団体であること
- (4) 政治活動又は宗教活動に関しないもの

(助成対象活動)

第3条 助成の対象となる活動は、福岡県内又は海外において申請団体が直接実施する事業で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 国際交流及び国際協力事業

当該事業は、次のいずれかに該当するものとする

- ア 国際交流又は国際理解の促進を目的とする事業
- イ 国際交流又は国際協力の担い手の育成を図る事業
- ウ 在住外国人に対する支援を図る事業
- エ その他本県の国際化推進に寄与する事業

(2) 海外技術協力事業

当該事業は、次のいずれかに該当し、かつ、県民に対して報告する場を設ける事業であるものとする。

- ア 人材育成を目的とした開発途上国からの研修員招聘事業
- イ 開発途上国への開発協力を目的とした専門家派遣事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

- (1) 助成金の交付を受けた年度内に完了しないもの
- (2) 過去にこの助成を受けて実施した活動

ただし、内容が特に優れていると認められる場合にはこの限りでない。この場合、連続3年までとする。

- (3) 研究及び学術的活動に関するもの
- (4) 国や地方公共団体及び他の地域国際化協会等から助成を受ける予定があるもの
- (5) 営利活動（チャリティーにより収益を得て、寄付金を確保することを目的とするものを含

む。)若しくは政治的・宗教的な活動を目的とするもの
(6) 公序良俗を乱すおそれがあるもの

(助成金額)

第4条 助成金の総額は予算の範囲内とし、1件当たりの助成金額は、助成対象経費合計の1/2以内の額とする。ただし、30万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 各団体は助成金の申請に当たっては「国際化推進活動助成金交付申請書」(様式第1号)をセンター理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

2 助成金交付申請書の提出期限については別途定める。

(交付の決定)

第6条 理事長は、申請された活動内容を公平、公明に審査し、助成の可否について決定を行う。

2 理事長は、前項の規定による助成の可否について、助成を申請した団体に通知するものとする。なお、助成が決定した団体には、「国際化推進活動助成金交付決定通知書」(様式第2号)により通知する。

(実績報告)

第7条 被助成団体は、活動を完了したときは、「国際化推進活動実績報告書」(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は3月31日のいずれか早い日までとする。

(助成金の確定)

第8条 理事長は、実績報告書を受領した後、内容を審査し、その交付すべき助成金の額を確定して「国際化推進活動助成金確定通知書」(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた被助成団体が助成金の交付を受けようとするときは、国際化推進活動助成金確定通知の日から起算して30日以内に、「国際化推進活動助成金請求書」(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、概算払いで交付することができる。

(被助成団体の義務)

第10条 被助成団体は以下の各項の義務を行う。

- (1) 助成活動を実施する際には、センターから助成金を受けている旨明示すること
- (2) 助成活動の実施期間、その内容等に著しい変更が生じる場合は、速やかに「国際化推進活動変更承認申請書」(様式第6号)を理事長に提出し、承認を受けること
- (3) 助成活動を中止したり助成金の交付を必要としなくなった場合は、その理由を示した書面を速やかに理事長に提出すること
- (4) 助成活動が予定の期間内に完了しないとき、又は助成活動の遂行が困難となったときは、遅滞なく理事長に報告してその指示を受けること
- (5) 理事長が要請した場合には、助成活動の内容を県民に対して開示すること
- (6) 助成活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成活動完了年度の翌年から起算して5年間保管すること

(交付の取り消し)

第11条 理事長は、被助成団体が交付を辞退したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 助成活動を中止したとき
- (2) 期限内に助成活動を完了する見込みがないとき
- (3) 申請書など提出書類に偽りがあったとき
- (4) 違法行為があったとき
- (5) 第7条、第9条及び第10条に定める被助成団体の義務を履行しないとき
- (6) その他、理事長が助成金を交付することが適当でないときと認めるとき

(雑則)

第12条 この要綱の運用に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年3月11日から施行し、平成20年度分の助成金から適用する。

附則

この要綱は、平成21年1月5日から施行し、平成21年度分の助成金から適用する。

附則

この要綱は、平成21年11月19日から施行し、平成22年度分の助成金から適用する。